

# 令和6年度向日市留守家庭児童会夏季入会申請について

夏

向日市教育委員会では、令和6年度の学校夏季休業期間中の留守家庭児童会入会申請を次のとおり受付します。入会ご希望の方は下記の要領をよくお読みいただき、申請してください。なお、令和6年度の夏季入会の対象は小学1年生から4年生、利用日は学校夏季休業期間中の平日、利用時間は午後3時までです。

## 1 夏季入会対象児童（入会資格）

市内に在住する1年生から4年生までの児童のうち、保護者等の全員が次の各号のいずれかに該当する児童。

1	保護者等が学校夏季休業期間中に就労等により、児童の保育が困難な場合。 ※保護者等とは同居や同一世帯の18歳以上65歳未満の方全員を指します。 ※休憩時間を除いた実労働時間が月80時間以上かつ月平均15日以上就労等が必要です。
2	保護者の病気（入院・通院）、家族の看護・介護などのため児童の保育が困難な場合。
3	母親が出産前後であるため、児童の保育が困難な場合。 ※産前産後8週間（計4か月程度）の期間。

※ただし、入会資格に該当する児童であっても、留守家庭児童会育成事業運営要綱に基づき、対象外となる場合があります。

※入会についてのご質問やご相談は生涯学習課にお問い合わせください。

## 2 夏季入会申請受付

日 程	時 間	場 所
令和6年6月3日（月）～6日（木）	午前8時30分～午後5時	向日市役所 別館1階 生涯学習課 ※東向日別館ではございません。
令和6年6月7日（金）	午前8時30分～午後8時	

- ・郵送での受付はできません。
- ・上記期間以外は、夏休みのみの入会受付はできません。
- ・書類に不備・不足のある場合及び協力が未納の方は受付できません。

## 3 入会審査結果通知

審査後、入会か否かの結果を7月上旬に各家庭に送付予定です。なお、通知と同時にスポーツ安全保険の加入手続きを行います。通知後に入会を辞退される場合でも保険料はお支払いいただく場合がありますので、ご了承ください。

退会については、8月23日（金）で自動的に退会となりますので、手続きの必要はありません。

## 4 夏季入会説明会

入会児童の保護者を対象に7月6日（土）午前11時から（予定）各児童会で行います。

※ 入会決定された方は必ず出席してください。説明を受けてから児童の入会が可能となりますので、説明会に参加できない方は、児童会へ必ず連絡してください。

## 5 夏季入会期間

令和6年7月22日（月）～令和6年8月23日（金） ※土曜日と休会日は含みません

## 6 休会日

- ・日曜日、祝日、国民の休日
- ・8月14日・15日・16日
- ・災害警報等による臨時休会日

## 7 夏季入会の開設時間

	開会時間	早朝の有無 (別途早朝利用料が発生)
平日	午前8時30分～ <b>午後3時</b>	午前8時～午前8時30分

- ・夏季入会は延長利用がありません、午後3時までのお迎え・自分帰りをお願いします。

※留守家庭児童会は、同居者全員が就労等により児童を保育できない日のみ利用できます。  
就労等をされていない日はご家庭での保育をお願いします。

## 8 経費 留守家庭児童会では以下のとおり費用が必要です。

(1) 保護者協力金：令和5年度の市・府民税額に応じて負担していただきます。

階層	算定の基礎	協力金（1人当たり）
A	生活保護・準要保護(就学援助費)世帯 市・府民税非課税世帯・市・府民税が均等割のみの課税世帯	0円
B	市・府民税額 16,000円未満の世帯	3,700円
C	市・府民税額 16,000円以上96,000円未満の世帯	5,800円
D	市・府民税額 96,000円以上220,000円未満の世帯	7,900円
E	市・府民税額 220,000円以上300,000円未満の世帯	9,300円
F	市・府民税額 300,000円以上の世帯	10,000円

- ・協力金は納付書で納付していただきます。（7月31日（水）納期限）
- ・前年の1月1日現在において、扶養親族のうち19歳未満の者がいる世帯は扶養控除があると想定して協力金の算定を行います。

(2) 早朝利用料 平日：午前8時～午前8時30分の利用

利用区分	利用料(1人当たり)
希望日利用(1日単位)	100円/回
A階層	0円

- 早朝利用を希望される方は、早朝利用申請書を提出してください。
- 早朝利用は利用希望日の前日までに早朝利用カードを児童会に提出する必要があります。
- 早朝利用の連絡がない場合でも午前8時30分までに施設に入られた場合は早朝利用料が発生します。
- 早朝利用料は9月に発送する納付書で納付していただきます。

(3) スポーツ安全保険料(入会児童1人につき800円/年)

※別途、行事代等が必要です。なお、おやつを提供はありませんので、おやつ代は不要です。

## 9 各留守家庭児童会

名称	所在地	TEL・FAX
向日市第1留守家庭児童会	向陽小学校内	934-2101
向日市第2留守家庭児童会	第2向陽小学校内	934-2102
向日市第3留守家庭児童会	第3向陽小学校内	934-2103
向日市第4留守家庭児童会	第4向陽小学校内	934-2104
向日市第5留守家庭児童会	第5向陽小学校内	934-2105
向日市第6留守家庭児童会	第6向陽小学校内	934-4511

## 10 その他

児童会では、状況に応じて学校施設を活用した育成を行いますので、ご了承ください。なお、学校施設の利用の際に上履きが必要となる場合があります。

## 11 提出書類について 申請書等は向日市のホームページからダウンロードできます。

ホーム ▶ 申請書ダウンロード ▶ 子育て・教育 ▶ 留守家庭児童会 ▶ 令和6年度留守家庭児童会【夏季】入会申請について

**入会申請書【必須】**：申請書1枚につき児童4名まで記入できます。

※準要保護(就学援助費)の適用及び申請中の世帯は、申請時に必ずご記入ください。ご記入がない場合は、保護者協力金が発生する場合があります。

**児童状況調査票【必須】**：入会希望の児童全員について記入してください。

**早朝利用申請書**：早朝利用希望の方は提出してください。

**令和5年度課税(非課税)証明書**：令和5年1月1日に向日市に住民票がない方は提出してください。

※令和5年1月2日以降に向日市に転入された方、向日市に転入予定の方は、令和5年1月1日に住民票のあった市町村で交付を受けてください。

**転入予定届**：向日市に転入予定の方は提出してください。

**保育が必要となることの証明書類【必須】**

### ①就労 **就労証明書**

- ・同居や同一世帯の就労者全員分(18歳以上65歳未満)
- ・休憩時間を除いた実労働時間が月80時間以上かつ月平均15日以上の上の就労が確認できる必要があります。

※自営業の方は、事業内容のわかる書類を添付してください。(例：前年の確定申告書、税務署への開業届、名刺等)

※就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先について就労証明書を提出してください。

※就労証明書の証明日が3か月以内であれば保育所入所用の就労証明書のコピーでも提出可。

※就労証明書(見込み)を提出された方は、後日、就労証明書(実績)の提出が必要です。

### ②就学 **在学証明書・時間割** 入会希望児童の兄弟姉妹が就学の場合は、証明書等の提出は必要ありません。

- ・入会する年度の在学証明書と時間割が必要です。
- ・月80時間以上かつ月平均15日以上の上の授業等が確認できる必要があります。

### ③疾病・看護・介護 **医療機関の診断書**

- ・診断書が病院の任意様式の場合は、児童の保育ができない等の診断と期間の記入が必要です。

※予定表等の追加資料を求める場合があります。

### ④出産 **母子手帳(写)**

- ・母親の氏名、出産予定日が記載されているページ(写)を提出してください。

※育児休業中は、児童会を利用できません。

お問合せ先

〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地(市役所別館1階)  
向日市教育委員会生涯学習課 Tel 874-2987 ※東向日別館ではございません。